

1 健康経営に対するインセンティブ

国や公共団体・公法人等によるインセンティブでは、健康経営優良法人の認定法人であることで、補助金申請時に加点等の優遇措置が受けられたり、融資で優遇利率が適用されたりするしくみもあります。

【国】

- ・中小企業向けの補助金；ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、IT導入補助金、事業承継・M&A補助金、Go-Tech、中小企業新事業進出補助金
- ・働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）
- ・在留資格審査手続きの簡素化

【地方公共団体（大阪府内）】

枚方市；一般競争入札において「社会的価値評価」に位置付けられている

【金融機関】

大阪信用金庫、りそな銀行、関西みらい銀行、大阪信用保証協会等；融資優遇

2 健康経営優良法人認定申請にかかる費用、申請方法

【申請の流れ】

- ・保険者（健康保険組合）が推進している「健康宣言」事業に参加しましょう。中小規模法人部門へ申請するためには、健康宣言を実施していることが必須条件です。協会けんぽ大阪支部の場合、「健康宣言エントリーシート」を提出すると「健康宣言の証」が送られてきます
- ・健康経営優良法人認定要件（別紙）を確認し、現在の健康経営状況を確認しましょう。実践できていない取り組みが健康課題となります。
- ・認定基準に該当する具体的な取り組みを実施します。実施の際には、取り組んだ内容を記録しておきましょう。
- ・「ACTION!健康経営ポータルサイト」からダウンロードした申請書を記載し、同サイトへアップロードします。申請は年1回です（令和7年度の場合、令和7年8月18日～10月17日）。認定申請料は16,500円（大規模法人部門は88,000円）です。

3 予防健診

協会けんぽ実施の生活習慣病予防健診は、生活習慣病の発症や重症化予防を目的として受けていただく健診です。がん検診の内容も含まれており、年に1回必ず受けるようにしましょう。

【内容】 血圧測定、血液検査、胃部エックス線検査、尿検査、心電図検査、胸部エックス線検査、子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検査

4 ハラスメントによる心の病

次のような相談窓口があります。

- ・大阪産業保健総合支援センター/大阪府労働相談センター（エル・おおさか）
- ・西野田総合労働相談コーナー（西野田労働基準監督署内）
- ・大阪労働局総合労働相談コーナー
- ・精神科/心療内科医療機関
- ・当事者（メンタルヘルス上の課題を持つ方）のお住まいの地域の保健所または保健センター（大阪市内の場合は、各区保健福祉センター）